附則様式第１（附則第10条関係）

附則第10条第１項に基づく金銭の支払通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）附則第10条第１項の規定に基づき、経済産業大臣が決定した支払金銭総額及び各支払期限まで支払うこととする額を下記のとおり通知します。

記

１　支払金銭総額

円（税抜）

２　指定期日

各支払期限	各支払期限までに支払うこととする額（円）
令和７年３月３１日	
令和８年３月３１日	
令和９年３月３１日	
令和１０年３月３１日	
令和１１年３月３１日	
令和１２年３月３１日	
令和１３年３月３１日	
令和１４年３月３１日	
令和１５年３月３１日	
令和１６年３月３１日	
令和１７年３月３１日	
令和１８年３月３１日	
令和１９年３月３１日	
令和２０年３月３１日	
令和２１年３月３１日	
令和２２年３月３１日	
令和２３年３月３１日	
令和２４年３月３１日	
令和２５年３月３１日	
令和２６年３月３１日	
令和２７年３月３１日	
令和２８年３月３１日	
令和２９年３月３１日	
令和３０年３月３１日	
令和３１年３月３１日	
令和３２年３月３１日	
令和３３年３月３１日	
令和３４年３月３１日	
令和３５年３月３１日	
令和３６年３月３１日	

実用発電用原子炉設置者等は、各支払金銭の額に支払時の消費税率を乗じることで算出される消費税額を別途使用済燃料再処理・廃炉推進機構に納付することとする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。